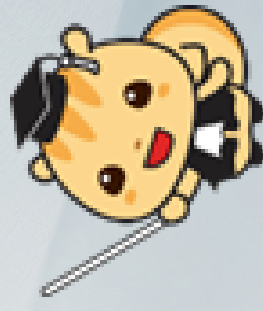


更なる法教育推進のための5か年計画

総括報告資料

(令和3年度～令和7年度)



「更なる法教育推進のための5か年計画」の概要

第47回法教育推進協議会において、法教育の中長期的な取組について「更なる法教育推進のための5か年計画（以下、「本計画」という。）」（令和3年度～令和7年度）を承認

本計画における基本方針

法教育の
担い手の育成

より手軽に法教育
を実践するための
支援

法教育の情報発信

計画に基づき施策実施状況とその評価

法教育の担い手の育成について

法教育セミナーの継続

【実施状況】

年度	対象	現地	オンデマンド	開催場所
令和4年度	教員	約50名	約100名	東京 (省内)
令和5年度	教員	約70名	約200名	東京 (省内)
令和6年度	教職課程の 学生・その他	約60名	約140名	東京 (省内)
令和7年度	教員・教職 課程の学 生・その他	約35名	約290名	東京 (省外)

各年度の参加者アンケート結果からは、高評価を得ており、継続して開催を望む声も多数。他方、地方開催を求める声もあり

【評価】

以前は集合形式でのみ実施し、参加者100名程度だったが、計画策定以降は、オンデマンド方式を併用したことで、毎年200名前後が参加。より多くの参加者に法教育の効果的な実践方法を紹介

他方、地方で開催できず、必ずしも地方に訴求できていない点やオンデマンドを含む非対面方式では、ワークショップ等が困難であり、効果が限定的になってしまっう点などを踏まえ、改善すべき点あり



【今後の方針】

セミナーは引き続き開催することとしつつ、開催場所や方式等開催のあり方については検討

計画に基づく施策実施状況とその評価

法教育の担い手の育成について

教員向け研修との連携

【実施状況】

東京都教育委員会及び高崎市教育委員会主催の教員向け研修への講師派遣を継続



【評価】

法教育の担い手である教員に対し、法教育の意義・目的・学習指導要領上の位置付け等を伝え、直接働きかけることができるといふ点で効果的

他方、要請があれば派遣するという受け身姿勢に終始したため、派遣先の拡大はできず



【今後の方針】

取組を継続・拡大できるように積極的に各教育委員会に働きかけられることを検討（現在、地域の教育センターから教員向け研修での出前授業の依頼あり）併せて、研修風景の共有など、実施方法等についてより効果的な実践方法を検討

教職課程へのアプローチ

【実施状況】

当初、教職課程に法教育講座を設けてもらったための方策を検討したが、実現困難との結論に至り、令和6年度以降、法教育セミナー参加者の対象を教職課程の大学生等に拡大することで代替

「将来の教員人生に大いに役立てたいと感じた」等の意見（参加した大学生ら）



【評価】

より早期に法教育の内容や重要性について触れる機会を確保することができ、担い手の育成に一定の効果



【今後の方針】

引き続き取組を続け、法教育セミナーのあり方と併せて、参加対象の拡大等について検討

計画に基づき施策実施状況とその評価

より手軽に法教育を実践するための支援について

高校生向け法教育リーフレット作成・配布等

【実施状況】

R2年度に作成して以降、ウェブサイトにて公開するとともに、R5年度までは生徒数などに応じ、一律に全国の高等学校等へ配布。R6年度以降は、高等学校等からの依頼があった際に配布

※配布実績

令和2年度	約230万部	
令和3年度	から令和5年度	年約130万部
令和6年度	約8,500部	
令和7年度	(R7.12現在)	約6,500部

※現在も継続して多くの需要がある

※発送先へのアンケート結果

「高校生に分かりやすくまとめられている」

「成年年齢下げについて、生徒に必要な知識や考え方を学ばせることができた」

【評価】

- ・ 高校における法教育実践の有用なツールの一つ
- ・ 学校現場のICT化に対応する必要



【今後の方針】

- ・ 子供たちが主体的に学ぶための基礎となるデジタルコンテンツとして提供し、児童・生徒の自主学習を促す
- ・ 現場のニーズ（※参考資料参照）を踏まえ、新たなテーマに関する教材等の作成を検討

計画に基づき施策実施状況とその評価

より手軽に法教育を実践するための支援について

「公共」を踏まえた施策の検討、法教育授業パッケージの作成・提案

【実施状況】

法教育推進協議会に「学校で「もぎさい」プロジェクト企画検討部会」を設置（R3度）
小・中・高向けもぎさい教材完成（R4度）・動画等公開（R4度）
高校生向け法教育デジタルコンテンツ教材完成（R6度）・動画等公開（R7度）



【評価】

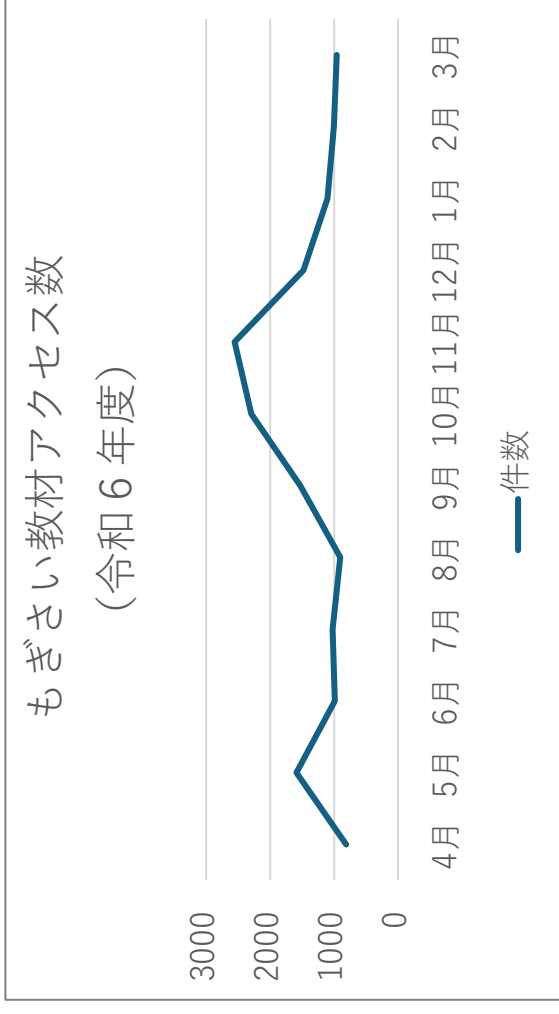
これらの教材について、ニーズ調査・利用状況調査等を行っていないため、施策の有効性を明確に評価することは困難

もともと、ホームページのアクセス状況（右図）。R6年度総アクセス数約1万6,000件）から、2校に1校はアクセスしていると読み取れることもでき、ある程度活用されていると思われ、一定程度、法教育を実践するための支援になっているものと考えられる



【今後の方針】

現場のニーズ（※参考資料参照）を踏まえ、新たな教材の作成検討



(参考) 出典：令和7年度学校基本統計確定値

小学校	18,607校
中学校	9,827校
高等学校	4,761件

より手軽に法教育を実践するための支援について【参考資料】

※現場のニーズから分かる教材の作成・周知に関する検討課題
(学校現場における法教育に関する実践状況調査の回答から抜粋)

教材一般に関して

- ・タブレット端末から子どもが自分の進度や興味に合わせて進められるような教材があるとうれしい
 - ・気軽にダウンロードできる教材があれば利用したい
(令和7年度小学校調査)
 - ・紙媒体によるものからデジタル教材への移行が重要と考える
(令和4年度高等学校調査)
 - ・よく練られた指導案、ワークシートもあるが、中学校の実態と合わない長大な単元設定や漠然とした内容のワークシートが多く、あえて時間をかけてまで利用しようと思わなかったから
(令和3年度中学校調査)
- などの意見があり、今後の教材のあり方を検討する必要がある

教材に関する情報発信について

- ・法教育に関わるリーフレット等を年度初めにお届けいただけると、より法教育教材活用について周知が図れる
(令和7年度小学校調査)
 - ・法務省作成の法教育教材などがなかなか周知されていない
(令和3年度中学校調査)
- との意見があることから、教材の周知については、その方法や時期について検討する必要がある

計画に基づく施策実施状況とその評価

法教育の情報発信

法教育実施に関する情報の集約・発信

【実施状況】

モデル授業例（小・中・高法教育教材）を法務省ホームページに掲載

【評価】

ニーズ調査や活用状況等の調査等を行っておらず、施策の有効性を明確に評価することは困難もともと、ホームページのアクセス状況（下図。月平均300件）からすると、一定程度活用されている状況がうかがわれる

（参考）

令和6年12月から令和7年11月までの総アクセス件数は、3,657件。

R6. 12	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
192	267	221	436	202	239	504	321	258	377	360	280

【今後の方針】

法に関する国民の興味・関心が向上しているかを測定、分析する方策を検討し実施した上で、その結果を踏まえて、情報発信に関するより適切な施策を実行

SNS等の活用による発信力の強化

【実施状況】

SNS等で情報発信（ホウリス君X（エックス）など）
メディア掲載（教育新聞、法務大臣インタビュー）

【評価】

ホウリス君X（エックス）について、緩やかではあるがフォロー数は伸びている（下記）こと等から、法に関する国民の興味・関心は一定程度、向上していることがうかがわれる

（参考）Xフォロー数の推移

R3.10時点＝約200

R5.10時点＝約950

R8.1.5現在のフォロー数1,364



計画に基づく施策実施状況とその評価

その他

出前授業

【実施状況】

学校現場を含む教育関係機関や様々な団体からの依頼に基づき、法務本省及び地方機関で実施

年度	実施回数	参加人数
令和4年度	3,532回	209,927人
令和5年度	5,319回	235,987人
令和6年度	6,264回	314,641人

【評価】

実施回数及び参加人数のいずれも大きく増加していることは、教育現場における法教育の実施に当たり、出前授業が小さくない役割を果たしているものと考えられる

【今後の方針】

現場のニーズに応えられるようブラッシュアップを重ねながら、引き続き実施

学校現場における法教育に関する実践状況調査

【実施状況】 ※調査回答の抜粋は次頁

年度	校種	対象校数	回収率
令和3年度	中学校	504校	62.7%
令和4年度	高等学校	768校	37.9%
令和7年度	小学校	1,000校	54.1%

【評価・今後の方針】

教材のニーズや法務省に期待する法教育の取組などについて、学校現場から直接具体的な回答が得られる重要な取組であり、今後も継続

一方、質問項目を含めた調査の在り方や調査結果の活用方法等については、調査結果が各種施策の効果を検証する材料を提供するものとなっているか、調査結果に基づき施策を改善するPDCAサイクルを回せているか等の観点から検討が必要

全体として（まとめ）

計画に掲げられた取組については概ね実施。そのうち複数の取組について、個々の取組におけるアンケート調査結果等から、法教育推進のため一定の効果があったものと評価



他方、具体的な取組方法について更に検討すべきものや、取組による効果を把握するための調査を行っていないため、効果測定ができておらず、十分な効果検証が行えていないものもあり



法教育推進のため有効性が認められる取組については引き続き実施していくとともに、今後は、法教育を実践する教員、法教育を受ける児童・生徒、法教育施策を企画・提供する法務省の3つの視点を踏まえながら、取組の効果を測定・分析し、その結果から重点的に実施すべき新たな取組に つなげることで、PDCAサイクルを回せるようにする必要がある